

- 議長 おはようございます。  
本日をもって召集されました平成28年第4回南幌町議会定例会を開会いたします。  
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。  
本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。  
指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。  
6番 西股 裕司議員、7番 佐藤 妙子議員。以上、御兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。  
先に議会運営委員会委員長から本定例会の運営についての報告の申し出がありましたので、これを許します。議会運営委員会委員長 熊木 恵子議員、報告願います。10番 熊木 恵子議員。
- 熊木議員 平成28年第4回議会定例会の運営について、去る12月1日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催しました。議会事務局より、本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として各委員会所管事務調査1件、町からは功労表彰について1件、条例関係3件、平成28年度会計補正予算6件、一般議案3件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日12月8日から12月12日までの5日間とすることで意見の一致を見ております。最後に、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。
- 議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は12月8日から12月12日までの5日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。  
(なしの声)  
御異議なしと認めます。よって本定例会は12月8日から12月12日までの5日間と決定をいたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。  
・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。これをもちまして報告済みといたします。  
・2番目 定例監査結果報告をいたします。  
局長をして朗読いたさせます。  
(朗読する。)
- 局長 監査委員からの補足説明があれば賜ります。  
議長 代表監査委員。  
監査委員 既に御一読をいただいているとは思いますが、若干補足をさせてい

たきます。監査報告書1ページの、今事務局長が朗読いたしましたけれども、Ⅲに記載しております監査の手続きでございますけれども、住民の福祉、経費と効果、経済性、適法性に加えて南幌町が独自で取り組んでいる事業や、平成27年度決算審査の際に、根拠を明確に把握できなかったものなどを深堀して内容の検証を行っております。監査報告書の6ページをごらんください。ふるさと納税について触れています。決算審査の際にもお話ししていますが、本州都市部を中心に寄附金額は増加しています。一方、総務省のまとめではふるさと納税を行った額が平成28年度課税分、平成27年の1月から12月にふるさと納税をした部分ということですが、東京都では387億円を受け入れしているということでありまして、神奈川県、大阪府、愛知県が100億円以上というふうになっていることから、税収減ということが近頃マスコミでも報道されてございます。したがって、逆に今度はそういった東京都等がふるさと納税をしてお金を集めようという動きに入ってきておりますので、競争はどんどん激化していくのかなというふうに考えております。6ページの下2行から7ページ上段の4行にかけて、ふるさと納税の用途について記載をしています。特に子供と高齢者に使う言葉の表現が前年度と変わっております。そのことによって、子供向けは倍増、高齢者向けは半減したというふうに見えるわけですが、高齢者より子供に金を掛けろという今の世の中の風潮を反映したものと考えております。17ページにまいります。⑩教育委員会のところですが、1では中学生国際留学プログラムを通して英語学習への動機づけがされ、良好な成果を挙げていることを記載してございます。一方、2では全国学力・学習状況調査の結果について触れていますが、18ページの上段にかけて国語、算数の基礎的な力が、全国・全道と比べて下回っていることを記載しています。母語というふうに言葉を使っているのですが、母語と言うのは生まれて最初に覚える第一言語という意味です。日本は生まれて日本語と言いますか、国語を使いますが、陸地が繋がっている地域ですと言葉が違うというのはままあります。そういう意味で最初に覚える言葉が母語ということになります。この力がないと文章題などは国語、算数にかかわらず、問題を読み解けないということがありますから、どう国語の教育を進めていくかということが大事だろうというふうに思っております。このことについては、たまたま一昨日の新聞で報道されましたが、OECDが1964年から3年ごとに実施しております、15歳の生徒を対象にしたピザと呼ばれているそうですが、国際的な学習到達度に関する調査を昨年、2015年に実施をしております。この結果では、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野のうち日本は72カ国・地域中、数学は5位、科学は2位ということで学力は高いのですが、読解力は8位でした。その中でも少し全国よりも下回っているということは、相当ハンデを背負っているというふうに御理解をいただきたいというふうに思っております。これを受けて文科大臣も読解力の向上に向けた対応策を推進していくとコメントを発出しています。23ページをごらんください。監査の総括に

ついて、所見としてまとめております。全てではありませんが、各課共通の取り組みや課題を整理しております。政策効果を課ごとではなく町行政全体を俯瞰して共通した課題や取り組みを記載しています。今後の監査はこちらにどちらかと言うと重点を移していきたいと思っております。特に3では24ページにかけて子供たちの減少が与える状況を述べております。本町だけの問題ではありませんが、スポーツ活動などは学校、学年単位ではなく、地域で取り組むことが主体になっていくのではないかと思います。また、4では経済的な環境と子供たちの学力に与える影響に触れさせていただきました。社会福祉の抑制基調の中で本町は住宅を始め、高校生通学費助成、給食費やPTA会費などの就学援助、医療費の助成などさまざまな取り組みをし、補完を図っていることを改めて述べておきたいと思っております。25ページの改善を要する事項について、補足をさせていただきます。平成27年度決算で計上している固定資産のうち、償却済み資産の検証を行いました。台帳には載っていても実態は滅失や陳腐化して使用に耐えないものがないかを確認しようとしたのですが、台帳自体に不備がありました。減価償却累計額について不足、超過があるので適正に処理するよう改善を求め、かつ地方公営企業法施行規則第15条の規定に則って処理することを求めています。件数、金額等の具体的な数値を載せたかったのですが、残念ながら確認ができておりません。施行規則では建物などの特別な規定を除き取得価格の10%になるまで減価償却をしたのち、5%の残存価格になるまで減価償却をしていますが、これが適正に処理されていませんでした。問題は30年間、昭和62年に取得した資産からですから、30年間誰も気がつかなかったと言いますか、管理がされていなかったということが問題でございます。公営企業会計は一般会計のように固定資産を取得した年度の費用に計上すると、その年だけ費用が大きく膨らみまして、収支が悪化いたします。したがって、公営企業会計はこれを防ぐために固定資産に計上し、使っている間に資産価値が低下しますので減価償却という形で現金支出を伴わずに費用化をさせていただきます。病院事業会計は公営企業会計ですから、そういった最低限の知識が必要でございます。病院の事務職は町から配置されますが、公会計は熟知していても公営企業会計の知識を持っている職員はあまりおりません。23ページの所見の2に記載してある事項は、このような事実と公会計への統一した会計基準の導入により、固定資産台帳の整備と減価償却の考え方が本年度決算から導入されることを踏まえて、人材育成を求めています。病院は、住民にとって重要な施設です。収支だけで論じるものではありませんが、公営企業会計である以上、会計を含め管理を確実にやる必要がある点をしっかり念頭に刻んで、体制づくりと職員の意識づけを求めたいと思っております。なお、本件については本年度予算の補正と病院事業の収支に影響を与えますので、改善事項とさせていただきます。以上、申し上げます補足とさせていただきます。

議 長

以上で定例監査結果報告につきましては報告済みといたします。

局長  
議長

・3番目 財政的援助団体等監査結果報告をいたします。  
局長をして朗読いたさせます。

(朗読する。)

監査委員からの補足説明があれば賜ります。

(ありませんの声)

以上で財政的援助団体等監査結果報告につきましては報告済みといたします。

・4番目 まち活性化特別委員会所管事務調査報告をいたします。

調査報告につきましては、まち活性化特別委員会委員長より報告願います。1番 本間 秀正議員。

本間議員

まち活性化特別委員会委員長、平成28年10月28日付け、議長宛て、まち活性化特別委員会委員長、本間秀正。まち活性化特別委員会所管事務調査報告について。このことについて所管事務調査が終了したので、次のとおり報告いたします。記、1調査事項、足寄町高齢者等複合施設「むすびれっじ」について。清里町、花と緑と交流のまちづくり事業について。美幌町、議員報酬の特例に関する条例制定について。2期日、平成28年10月3日から5日までの3日間。3調査カ所、(1)足寄町(2)清里町(3)美幌町。4調査参加者、委員9名、議長、事務局。5調査概要について省略をいたしますが、所管は次のとおりでございます。足寄町、高齢者等総合複合施設「むすびれっじ」について。医療と介護保健福祉の連携システムの取り組みについて視察してきた。一番困っているのは家族であり、誰にも相談できない問題を抱えて困っているというのは少なくない。そういった家族が何でも相談してもいいのだと思えるように活動していくことが、総合支援相談室(ソーシャルワークセンター)の重要な役割ということで、複合施設「むすびれっじ」が創設された。役場に隣接し、地域交流施設、小規模多機能型居宅介護施設(平成25年整備)認知症高齢者グループホーム生活支援長屋(平成26年整備)の全ての施設が渡り廊下でつながっているため、人的にも経費的にも節約できている。建物躯体や内装も、地元足寄町有材のカラマツ材をふんだんに使って建造されており、温かいぬくもりのある雰囲気を感じた。当該施設隣接地には公営住宅も建設中で、高齢者やその家族にも安心して暮らしやすいようなまちづくりをしているように感じた。住み慣れた足寄町に住み続けていくために、在宅医療を重要とし、その上での心配事や問題等解決するためにこの複合施設は考え出され、それを実行した。病院長、町長、役場職員、各関係者が一つにまとまって、住民福祉のために考案されたこの施設は町民納得のすばらしい施設であると感じた。次に、清里町、花と緑と交流のまちづくり事業について。町ではフラワー部会37名、その他の団体も自発的に花を中心とした町づくりに取り組んでいるが、住民の高齢化が進み休日に職員が対応することもあり、今後は人手不足が課題になると説明していた。町の景観向上活動は、自分の住む町に愛着を持つ郷土愛を育み、住民であることに誇りを持つことで、まちの活性化につながっていくものと思う。それにより、人が人を呼びにぎわいを生み、定住人口の増加にもつなが

るはずである。清里町は観光地に隣接しているので、この取り組みも生かされているのであろうが、本町においても、本町ならではの美しい景観を生かして住民が花などを中心に町を整備していく取り組みが必要と思う。ただ、住民が高齢になっても継続できる事業であることも考えるべきかと思われる。美幌町、議員報酬の特例に関する条例制定について。議会運営委員会の議会改革検討項目の中で、議員報酬の特例事項制定について議論してきた。議員の政務調査費の不正などが報道される中、議員自ら町民に信頼される議員として、また、信頼される議会として議員発議での条例制定が必要ではないか等が話し合われ、全議員での決定が必要ではないかとまち活性化特別委員会に付託し、道内での先進地である美幌町での調査・研修を行った。美幌町での議員報酬等調査特別委員会では11回の委員会開催中、多様な意見が出され、本条例の制定に際して、現行の「美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正による方法も可能であるとの議論もあったようだが、議員の職責及び住民の信頼に反した場合、議会・議員みずから厳格な姿勢を示すことで、議会に対する町民の理解もより得られるのではないかということから、新たな条例制定に至ったということであった。本町には議会倫理条例も制定されており、美幌町や先進地の事例を参考に、議会改革を進めて行くことが必要と感じた。以上、報告といたします。

議長 以上で、まち活性化特別委員会所管事務調査報告につきましては報告済みといたします。

・5番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町長 本議会定例会にあたり1件の行政報告を行います。町有地への店舗出店について御報告します。進出を予定している企業は、現在、北海道や東北を中心に、国内において1,058店舗を事業展開している、ドラッグストア大手の株式会社ツルハで、医薬品等の販売店舗、ツルハドラッグとして出店が計画されています。出店形態については、町有地の賃貸によるもので、スポーツセンター南側に位置する中央2丁目の町有地で、ホームックニコットの隣、3,504平方メートルの敷地に、999平方メートルの店舗の建設が予定されており、去る10月31日に普通財産貸付に関する申込書が提出されました。今後の予定は、本年度中に契約を締結し、明年3月に店舗建設工事に着手し、同年7月下旬にはオープンの手配が完了しており、町の活性化や移住定住並びに地元雇用の促進に大きく貢献されるものと期待しております。

議長 以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は2名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。

7番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員 おはようございます。本日は教育長に1問の質問をさせていただきます。児童生徒の読書活性化を目指すためには、子供の読書活動は、言葉を学び感性を磨き、表現力を高め想像力を豊かなものにします。

現在、児童生徒の取り巻く環境は、あふれるばかりの情報メディア、それに伴った変化への対応、家庭や地域での生活環境の変化が児童生徒の読書離れにつながっていると考えます。本町では現在、生涯学習センターぼろろの図書室を中心とした、さまざまな読書活動の取り組みをしています。今年度内に南幌小学校でもぼろろ図書室の本の貸し出しができる予定とお聞きしており、さらに多くの利用者がふえることを期待するところです。本町児童生徒の読書離れを防ぐため、環境整備、どのような本が読みたいと思っているのか、読書目標の設定、地域や町で子供の成長を見守ることが重要と考えます。そこで教育長に4点伺います。

1、南幌小学校で予定しているぼろろ図書の貸し出しは具体的にどのような取り組みをされるのか。

2、児童生徒が興味ある本のニーズ把握をされているか。

3、児童生徒が挑戦できる読書の目標の設定を設ける考えは。

4、現在取り組んでいるブックスタートとともに、地域で子供の成長を見守り、応援する事業を行う考えは。以上です。

側瀬議長  
教育長

教育長。

児童生徒の読書活動の活性化を目指すためには、の御質問にお答えをいたします。平成27年4月に生涯学習センター開設以来、多くの児童生徒の皆さんに図書室を御利用いただき、夏休み・冬休みには、レファレンスルームを利用して学習する子供の姿も多く見られる状況でございます。

1点目の御質問については、小学校における生涯学習センター図書の貸し出しは、インターネット回線を通じ、ぼろろ図書室と小学校図書室を接続し、予約を受けて貸し出しすることとしています。主に図書委員が操作を行うため、できるだけ容易にできるよう環境を整えたり、セキュリティにも配慮した運用に努めていかなければならないことから、現在、最終確認作業を学校と行っており、3学期からスタートする予定でございます。

2点目の御質問のニーズ把握については、リクエストカードといった具体的なものは実施しておりませんが、貸し出し窓口で要望があったときは、担当職員がその内容を判断し、選書の参考としております。また、昨年、図書館流通センターのブックキャラバンにおいて、読み聞かせサークルの皆さんに直接選書していただきましたので、今後も機会があればそのような場面を設け要望に応えていきたいと考えております。

3点目並びに4点目の御質問については、先般、社会教育審議会から「南幌町子どもの読書活動推進計画（案）」の答申を受け、その中で読書通帳や読書感想文コンクール、新1年生を対象としたブックスタートプラスの実施の御提案をいただきました。いずれにいたしましても、ブックスタートを始め、小学校での朝の読み聞かせ、幼稚園・保育所への出張読み聞かせなどの読書活動を実施する中で、中心的な役割を担っていただいております読み聞かせサークルの皆さんの御協力をいただきながら、今後さらにこれらの活動を定着させ、児童生徒の

読書離れを防ぐための環境整備、地域や町で子供の成長を見守り、応援する事業などについて、本年度策定する「子どもの読書活動推進計画」に基づき、平成29年度より取り組んでまいりたいと考えております。

側瀬議長  
佐藤議員  
(再質問)

7番 佐藤 妙子議員。

再質問させていただきます。ただいまおっしゃられましたように、本町の生涯学習センターでのぼろろ図書室が開館してから、読書通帳またキッズライブラリー、ふれあい館での本の返却とか、また来年1月からはですね、図書の宅配サービスを実施されるということをお聞きしまして、図書室でありながらも図書館以上の取り組みをされているっていうことに、本当に敬意を払うものでございます。特に今回はスクールバスの生徒などにも本の貸し出しが利用しやすくなるということで、そこで小学校での貸し出しについては今回初めての取り組みということで、実施に際しましてはこれから学校と教育委員会とが連携してさまざまな心配点もあると思います。その中で特に注意を払う点などございましたら、お聞かせ願います。

2問目のニーズ調査なんですけれども、できるだけ児童生徒には質の高い読書、また推奨する本をとということで、担当部局でも購入していただいているとは思いますが、しかし貸し出し状況を見ますとですね、児童生徒向けの新刊図書を借りている件数が少ないように思われます。それで、どのような本が読みたいのか、今後掘り下げたニーズ調査をする必要もあると思っております。南幌町で読書を全くしていない生徒が小学校6年生で46.2%おりました。また中学校では42.6%というデータが出ております。やはり求める本があるのかなのか、それによって利用率も高まってくると思うんですね。それで、時代をとらえたやっぱり魅力ある書籍の配備が必要だと考えます。そのために、児童生徒のためのリクエストの受け付けを考えてはどうかと思っております。先ほどの御答弁の中で要望があれば、お聞きしますっていう話だったんですけれども、私はきちっとした形でリクエストを受け付けますという、そういう決まりを決めていただきたいなど、そのようになったらうれしく思っております。

それと読書の目標を持つということでございますけれども、今本場に活字離れ、読書離れを防ぐあらゆる工夫をしなければいけないと思っております。今子供たちの周りでは読書よりも楽しいものが満ちあふれているわけですね。それで、子供たちが目標を持って挑戦心を養うことというのはこれから生きる子供たちにとっても、大きな力をつけることになるのではないかと思っております。空知の滝川市ではですね、図書館事業と学校との連携で読書通帳を発行し、100冊達成者に賞状を発行しております。ことしの10月には小学1年生の女の子がですね、500冊を読破して、今は1,000冊を目指しているということです。そのクラスの半数が100冊をほとんど達成、半数の子が達成しているというお話でした。やっぱり仲間と挑戦することも励みになりますし、読書を推進する導入の一つだと思うので、ぜひこのような取り組みをいかが考えるか、お聞かせ願います。

それと4番目のブックスタートなんですけど、本当に皆さんに喜ばれております。先日利用したお母さんから聞いた話なんですけれども、自分の子供は3人いますということで、上の子供さんがブックスタートでいただいた絵本を、今は自分の下の兄弟に読み聞かせしてるって話でした。そのお母さん自身もですね、南幌町から我が子にいただけたということでこの本は特別に感じていますという、そういうお話をいただきました。本当に、そういう認識なんだなっていうことを、私自身も改めて気づかされたわけでございます。本町の生徒が健やかに成長をすることは、これからの町の大きな発展にもつながると思います。それで、先ほどですね、新1年生を対象としたブックスタートプラスの実施の提案をいただきましたということなんですけれども、ぜひ実施していただきたいなと思っております。それに伴って、うちの町はそんなに児童生徒が多い町でもないわけですから、中学校入学時ですね、幼児はブックスタートなんですけども、セカンドブックとして小学校、中学校はファーストブックとして、本を贈る事業の取り組みをぜひ考えていただきたいなと思っております。以上です。その4点です。

側瀨議長  
教育長  
(再答弁)

教育長。

それでは再質問にお答えをさせていただきます。まず佐藤議員が子供さんに対する思いと、子供さんがこういうふうに育ってほしいという思いは、多分共通部分がたくさんあると思います。そういう基本の中で答弁をさせていただきます。まずインターネット回線を使って、学校の図書委員とやりとりをするということですので、その分で専用回線を利用することから、セキュリティっていうものが一番大切になってきますので、その辺の安全性を確保したという形の中で取り進めをしたいということが第一義でございます。そういう中で実際に運用を開始した中で不都合な点があれば、その都度打ち合わせをしながら解消していきたいというふうに思います。

それと図書の選定の関係だと思いますが、児童書については現在で約4万冊ほど図書室に蔵書がございます。その中で児童書は1万9,000冊、さらに一般書は2万1,000冊、合わせて約4万冊ということでございます。それぞれ要望があればということではなくて、図書の貸し出しの時に窓口に来られて子供さん方が要望されるものについても、聞き取りをしながら選書の中の参考にさせていただいてる現状もでございます。ただ小学校・中学校それぞれ図書室というものがございまして、その中でも子供たちの要望、あるいは調べ物とかっていうもので、それで図書室が利用されてる経過がございます。折に触れてどういう傾向にあるのかということも意識調査をしながら、子供たちが多く読んでいただけるような、本を選書することが一番だと思いますので、今後対策について検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、子供たちの本の顕彰制度ということで滝川市の事例のお話をいただきました。佐藤議員も御承知のとおり一応南幌町も読書通帳ということで、幼児、小中学生一般の方ということで、幼児、小中学



生については70冊を基本という形の中で、後ろのほうに頑張りましたねということでやってございます。ですから顕彰制度、表彰するというので、本人が励みになるということであれば、そういうことも含めて検討してまいらなきゃならないと思いますが、私どもが小さい時に、夏休み期間中に近くの広場に行ってラジオ体操をして、そのカードに判こを押していただいた、そういうことが励みになって行ったという、もう一つそういう原点に帰って本を読むことは楽しんだよという、そういうことも含めた読書の意義というものを広める活動もあわせてしていかなきゃならないかなというふうに思っております。いずれにしても、学校だとか行政だけで読書を推進するということは非常に難しい面もありますので、その中に家庭の皆さんの御協力をいただきながら、そういう活動も展開してまいりたいと思います。

それとブックスタートの関係、ブックスタートさらにブックスタートプラスさらに中学校ということでお話がありました。現状としては今、社会教育審議会のほうからブックスタートプラス、あるいは読書感想文だとかさまざまな読書計画を含めた、答申をいただいたところでございます。今後その答申について教育委員会で決定しながら、地道に最初から風呂敷を広げることなく、できることから地道に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。以上です。

議長  
佐藤議員  
(再々質問)

7番 佐藤 妙子議員。

ただいま教育長の思いを聞かせていただきました。再々質問なんですけれども、今、国立青年機構の調査では、就学前から中学校までに読書量が多い子供ほど未来志向・社会性・自己肯定・意欲・関心が高いという結果が出ております。このような点からも成長期の児童生徒に読書が大きくかかわることもわかっております。南幌中学校が行った平成28年度の生徒質問調査の中で、自分にはよいところがあると答えた中学生は59.6%でした。また、人の役に立つ人間になりたいと答えた生徒は何と100%でした。私はその中で自分には自信がないんだけど、人のためになりたいという、そういう人間として一番大事なところを持ち合わせて成長している本町の子供たちに改めて感動しました。ですから、たくさんの本を読み読書の力をつけていただき、人格とともに学力もほかに負けない子供たちになってほしいと、そのように思っております。それで先日、本町で開催いたしました家庭教育ナビゲーター養成講座というのがあり、受講させていただきました。その講座の中で今、親たちの一番の悩みは子供のしつけだそうです。スマートフォンやゲームばかりしないでと、親が読書を勧めても子供は友達同士とラインをしていて、返さなくてはいけない、返さないと仲間外れにされてしまう。それで布団に入ってからずっとスマホを手放すことができない。それで寝不足になるっていう子供も今ふえているそうでございます。それで、家庭でルールを決めてもですね。それぞれの家庭が決まりが違うということで、子供たちもやはり規則を守ることが難しいという、そういうお話でございました。そこで、そういうこともありまして、本州のとある小中学校では、9時以降のスマートフォンまたはゲームを禁止にしたんですね。検証し

たところ友達とのラインをやめようと言い出せなかったその子供たちが、決まりがあるおかげでもうやめようと言えるようになった、そういうタイミングができたということで本当にほっとしたっていう話もございました。ここで私はそのスマホだとかゲームのよしあしを議論することは差し控えたいと思っておりますけれども、しかし本町においてでも、そのスマートフォン、子供の読書時間、学習時間の関係に悩んでいる家庭も少なくないんですね。それで、本年度、空知の沼田町、沼田中学校でも生徒会が携帯電話・スマートフォンのルールを作成しました。また、刈谷市の小中学校でも9時以降の利用を禁止しました。今後、本町もこのような読書活動を進めるためにはですね、やはりこのようないろいろな取り決めも必要ではないかと。そのように感じます。今後本町でのスマホやゲームなどと読書の関連性を、教育長はどのようにお考えになるか、お聞かせ願います。

議 長  
教 育 長  
(再々答弁)

教育長。

答弁になるかどうかは別といたしまして、全て子供たちに大人が制約を加えるということがどうなのかなど。それは決まり事をするということ、家庭でできないから違う場所でやっていただきたいということじゃなくて、まず家庭内のことは家庭の中で取り組みをまず始めていただきたいという思いがございます。ですからスマートフォンでも、決して悪ばかりじゃないと思います。やっぱり利用されて値のある機器だというふうに思っていますので、正しく有効に使うということがまず前提だと思います。そこから始まって、ルールを決めた形の中でどういう生活が送れるかということをもまず始めていただいて、その結果いろんな部分が出てきた時に、これはどうでしょうかという話、さらに先進地の沼田町だとかの話もありましたが、それは生徒会あるいは子供たちの側が自発的に、そういう決めをつくってはどうかという部分で始まったものだと思います。できればそういう形のほうが子供たちの心の中にストンと入ってくるんじゃないかなど、そういうふうに思っております。いずれにいたしましても読書活動、読書については言語活動の基本でございます。先ほど、監査委員のほうからの報告があったように、やっぱり国語の力という部分、それと同僚議員からありました新聞の活用、そういうことも含めた形の中で子供たちが多くの書物に触れるということは、将来大人になった時に大きく役立つというふうに考えてございますので、幼児期からの読書についての有効性を含めて今後、読書活動計画の中で推進をしていきたいというふうに考えてございます。

議 長  
熊木議員

以上で佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。

次に10番 熊木 恵子議員。

教育長に1点伺います。就学援助事業の改善について、子供の貧困が5人から6人に1人と言われ大きな社会問題になっています。ことし、北海道教育委員会は就学援助事業を充実するために市町村教育委員会に向けて通知を出したとされており、保護者に対して就学援助に関する書類を配布し、制度の趣旨と申請手続きの周知徹底を図るよう呼びかけています。経済的困難を抱えている保護者の方に、学用品費、給

食費、体育実技用具費、医療費などの就学に必要な費用の一部を町で援助する制度として本町でも実施されていますが、新入学児童生徒学用品費や修学旅行費など、従来の支給時期では遅く費用を捻出できず困難を抱える家庭もあるのではないのでしょうか。就学援助費を児童生徒が必要とする時期に速やかに支給することが求められています。そこで教育長に3点伺います。

1、北海道教育委員会からの通知を受け、教育委員会でどのように協議されたか。

2、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費などを速やかに支給する方策を考えているか。

3、就学援助認定の児童生徒数と近年の推移をどのように捉えているか、伺います。

議 長  
教 育 長

教育長。

就学援助事業の改善についての御質問にお答えをいたします。

1点目の御質問については、北海道教育委員会からの通知で示されている、進級時及び入学説明会における全保護者への制度案内の配布による周知、生活保護及び児童扶養手当担当窓口である保健福祉課との連携、国の要保護児童生徒援助費補助金の補助対象品目の追加に伴う準要保護児童生徒への援助費目の追加、平成25年8月の生活保護の生活扶助基準の見直しによる準要保護の認定に影響がないよう、従前の生活扶助基準を用いた収入認定など、適切な把握と実施ができるよう協議を行っています。

2点目の御質問については、就学援助の支給は4月末日までに申請を受け、6月の税務情報の所得確定による収入認定をもって最終的に認定決定を行っています。このような現状を踏まえ、支給時期については来年度より速やかな支給の実施を行うべく、関係課と協議を進めてまいります。

3点目の御質問については、本町の平成27年度の就学援助の状況は、小学校では61人で援助率は20.3%、中学校では35人で援助率は18.5%と、全体でも援助率は19.6%となっています。最近の5カ年を見ても20%前後で推移し全道平均は下回っているものの、決して低い数字ではないというふうに認識しています。いずれにしましても、児童生徒の就学が困難な状況にならないよう、援助が必要な世帯に対して、必要とされる援助を引き続き行ってまいりたいというふうに考えてございます。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

10番 熊木 恵子議員。

再質問させていただきます。ただいま答弁いただきました。それで、1番のところなんですけれども、道教委の通知では平成25年8月の生活扶助基準の削減について、特に生活扶助基準の見直しによる影響が及ばないよう対策を講じることとして、市町村に適切な判断と実施を求めています。本町では就学援助が生活保護基準に対する所得基準の倍率、それは何倍としているのでしょうか。いろいろ調べてみますと1.2倍から1.3倍としている自治体が多い中で、道内の9市町村では、1.5倍として独自の基準を設けて保護者の負担軽減を図っ

ているところがあります。本町としては、これをどのように考えて改善する検討がされているのか、そこをまず1点伺います。

それから、2点目のところで道教委の通知を受けて、今現状を踏まえて、支給時期について速やかな支給の実施を行うべく、関係機関と協議しているということでした。それで今もう既に、この通知を受けて取り組みが始まっています、来年1月からはもうすぐ実施するように、前倒しで実施するっていう自治体が今出てきています。その辺の現状をとられているかどうか。報道とかによりますと、例えば苫小牧市では、新中学生に前倒しで3月から実施されるということが我が党の議員の質問の中で明らかになって、それも報道されています。また美幌町とか津別町では入学準備金の支給のお知らせを、平成29年4月に小学校・中学校に入学予定の御子様の保護者に向けて、もう文書を出しています。その中では、改善がもう図られているっていうところでもあります。ですから今は検討中ということなんですけれども、4月実施に向けていくのかどうか、その辺がもう少し詳しく、具体的に教えてほしいと思います。本町のほかに先ほどの3番目の質問の中で、割合、今の状態ということで今19.6%と報告されました。全国の中でも、小学校や中学校に入学する時にランドセルや制服が買えずに、入学式を欠席する児童生徒もいるということが起きています。本来ならば晴れがましい入学式を欠席せざるを得ないような背景に何かあるのか。敏感に子供を取り巻く社会環境を考えなければならないと思います。それは教育長も一致してると思います。そういう中で、やはり早急に決めて、それを通知を早く出すっていうことがやっぱり必要ではないかなと思います。

ちょっと戻りますけれども、新入学児童生徒の学用品や修学旅行費など支給時期が4月の申請で支給されるのは、6月以降と今まではなっているといます。今まで保護者の方から例えば小学校の修学旅行、それから中学校の修学旅行、また入学に関するいろいろな費用がかかります。特に中学校はそろえるものがたくさんありますので、一遍にお金がかかるんですね、そういうときに支給を早めてほしいとか、そういうような相談が今まで寄せられたかどうか、そのときにどのような対応をしたのか、それをお答え願いたいと思います。

あと就学援助についてはですね。実施者である市町村に対して、国から財源措置がされています。ですから丸々市町村がお金を出すということではなくて、地方交付税で財源措置されているものですから、その辺を鑑みて、道教委は今回通知を出したとされています。そこで、要保護児童生徒援助費補助金の補助対象項目の中にPTA会費やクラブ活動費、生徒会費など、補助対象項目として追加されていますが、3費目を支援しているのは全道89の市町村にとどまっている中、本町では早くから支援しているところでは大変評価できるものです。確認したいんですけれども、これは準要保護世帯にも支給しているのかどうか。そこをお答え願いたいと思います。

3点目のところで先ほども言いましたけれども、小学校で61人、中学校で35人、合わせて全体でも援助率は19.6%で、この辺の

推移をどう見るかっていうところで、やはり今人口が減少している、それから少子化で子供の人数も減っている中では一概にこの5カ年間の中ですごく減ったとかすごくふえたとかっていうことは、その辺の評価を出しづらいかもしれないんですけども、その辺のところを本町のその子供の貧困っていうかね、そういうところで教育委員会のほうではそれをつかむというのは難しいかもしれないんですけども、そのところどういうふうにお考えか。伺います。

議長  
教育長  
(再答弁)

教育長。

まず1点目の質問でございますが、平成25年の生活基準の改正の部分で、南幌町の倍率はどうかということですが、1.3倍ということでございます。それと就学援助費の支給の関係ですが、先ほど答弁申し上げましたとおり、新年度に向けてなるべく早く認定をして、お金を支払えるようにということで、今取り組みを進めているところでございます。ただ一番ネックになるのは所得の確定でございます。それで先ほど関係課と協議ということは、当然所得の申告というのは、2月から確定申告期間が始まってきます。それを受けて住民税の賦課というのは、6月に決定するというところでございますが、ある程度その前に所得状況を把握できるだろうという形の中で該当世帯の人については、仮認定という形の中で、ちょっと仮賦課みたい形の中でやってできる限り早く、有効な就学援助費になるようにということで、取り進めを考えてございます。ただ、苫小牧あるいは美幌の話をして3月だとかっていう話になってきますと、新年度と旧年度の予算の絡み、あくまでも29年度ということになると29年度の予算ということが、3月に今年度の予算を支給できるかということの疑問もありますので、先進地の事例などを参考にさせていただきながら、子供たちが不都合な思いをしないような形の中で、取り組めるものについては取り組んでまいりたいというふうにご考えてございます。

それと先ほどもPTA会費、生徒会費等につきましては準要保護世帯についても、同様の考え方で支給をしているということでございます。以上でございます。

議長  
熊木議員  
(再々質問)

10番 熊木 恵子議員。

再々質問させていただきます。今、教育長のほうからなるべく早くということで今、関係機関と協議しているってことで仮認定ができるようになって今、協議いただいているという事でしたので、ぜひそれを進めていただきたいと思います。で、美幌町とかのはちょっと私も、参考に取り寄せたんですけども、予算の関係でどういう形をとっているのかっていうことはぜひ調査していただきたいと思うんですけども、新学期に子供にやっぱりそういう大変な思いをさせないっていうことで、すごく大きなことだと思うんですね。今、いろんな形でいじめとかいろんなことが話題になっています。ちょっとしたことでそれにつながっていくってこともありますので、やっぱりその辺は何とか関係機関と力を合わせて、取り組んでいただきたいと思います。それから先ほどの生活保護基準の1.3倍ということでしたけれども、それを独自基準として引き上げるということは考えられるか、可能か、

その辺の協議はされるのか、そこちょっと確認したいと思います。

それからもう一つなんですけれども、就学援助費の申請について、お知らせ文書が配られますよね。私も教育委員会からいただきました。お知らせが各種のいろいろ見えていますと、このお知らせ文書についても、もっとわかりやすいように改善して工夫しているところがいろいろ見受けられます。そういう意味では、世帯構成モデルごとに受給できる所得基準額が幾らかを示すということとか、申請するに当たって、これは申請したらいいんだらうかどうなのかっていう、ためらいの気持ちを持たせるような文言っていうのをやっぱり改めて、そういう用語を避けて、誰でもわかりやすい言葉遣いに改めている実践例が先進地で進められています。やっぱり子供が楽しく元気に学校に通えるように、そしてお金の心配がなく児童生徒が学べるようにといったこの制度を紹介するっていうことが必要だと思います。その辺では、今も工夫されていると思うんですけれども、さらに工夫されて、その辺のところまで教育委員会で話されたり、事務のところで話されたりしているのか、それを伺います。

それから先ほどの質問の中で、保護者の方から困ったこととかその相談とか、そういうのを寄せられたのかってことを質問しました。そしてそれに対してどのように対応したのかっていうことのお答えがなかったんで、それをお願いいたします。

議 長  
教 育 長  
(再々答弁)

教育長。

先ほどの倍率の関係ですが、1.3倍という形の中で推移していきたいと考えておりますが、あくまでも給与、収入等を参考にさせていただいておりますので、現状として、それによって不利益をこうむった方はいないというふうに認識をしております。

それと、要保護、準要保護の保護者へ周知の関係でございます。きょう、来年度より少しでも早く仮認定を含めた取り組みをしたいということでございますので、当然その辺の内容も変わってきます。改めて保護者の方がわかりやすいということも含めた中で、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それと実際に支給の額が、支給時期がおくれて、修学旅行は大変だとかっていう話を教育委員会に直接寄せられているということは、私の耳には入っておりません。以上でございます。

議 長

以上で熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

●日程5 議案第76号 功労表彰についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長  
議 長  
町 長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第76号 功労表彰につきまして、提案理由を申し上げます。

木戸 正行氏は、消防団員として43年間勤められ、その間、分団長を3年、副団長を1年間歴任されるなど、地方自治の発展に多大な功績がございます。

伊藤 直喜氏は、交通安全指導員として31年間勤められ、その間、指導員会副会長を12年、会長を6年間歴任されるなど、地方自治の発展に多大な功績がございます。

岩崎 正雪氏は、交通安全指導員として30年間勤められ、その間、指導員会監事を16年間歴任されるなど、地方自治の発展に多大な功績がございます。

以上、3名の方々を南幌町表彰条例に基づき表彰いたしたく、表彰審議会に諮問し、答申をいただいたものです。

功労表彰について、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 お諮りいたします。本案につきましては、この際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第76号 功労表彰については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。10時50分まで休憩をいたします。

(午前10時38分)

(午前10時50分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程6 議案第77号から日程10 議案第81号までの5議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程6 議案第77号 平成28年度南幌町一般会計補正予算(第4号)

●日程7 議案第78号 平成28年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

●日程8 議案第79号 平成28年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

●日程9 議案第80号 平成28年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)

●日程10 議案第81号 平成28年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

以上5議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第77号から議案第81号までの5議案につきまして、提案理由を申し上げます。

始めに、議案第77号 平成28年度南幌町一般会計補正予算(第4号)につきましては、歳出では、各医療費助成事業に係る扶助費の追加、保育施設等給付費の追加、各種検診委託料の追加、担い手確保・経営強化支援事業補助金の追加、環境保全型農業直接支援対策事業補助金の追加、歳入では、歳出補正予算の各事業に係る国庫支出金並びに道支出金の追加、ふるさと応援寄附金の追加が主な理由です。その

結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,037万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億7,682万9,000円とするものです。

次に、議案第78号 平成28年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では、職員手当の追加、汚水幹線改修に係る修繕料の追加、施設管理に係る委託料の減額、江別市汚水送水量の増による維持管理費の追加、歳入では、前年度繰越金計上による一般会計からの繰入金の減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ579万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,366万5,000円とするものです。

次に、議案第79号 平成28年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、施設管理に係る委託料の減額、歳入では、前年度繰越金計上による一般会計からの繰入金の減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ42万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,424万1,000円とするものです。

次に、議案第80号 平成28年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では、保険給付費の追加、歳入では、介護保険料の追加、保険給付費増額に伴う国庫支出金、支払基金交付金、道支出金及び一般会計繰入金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,493万円とするものです。

次に、議案第81号 平成28年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の追加、歳入では、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金及び前年度繰越金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,436万円とするものです。議案第77号につきましては副町長が、議案第78号並びに議案第79号につきましては都市整備課長が、議案第80号並びに議案第81号につきましては住民課長が説明いたしますので、よろしく御議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第77号 平成28年度南幌町一般会計補正予算(第4号)の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。11ページをごらんください。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額867万5,000円の追加です。説明欄の一般管理経費で791万6,000円の追加です。ふるさと応援寄附金に伴う謝礼品並びにクレジット決済に係る手数料を追加するものです。ふるさと応援寄附金の状況を説明いたしますので、別途配布しております資料をごらんください。11月28日現在の資料となります。寄附件数で7,182件、寄附金額8,337万



299円となっており、昨年同時期より約2,400万円ほど上回っております。なお、寄附指定事業並びに謝礼品内訳は記載のとおりとなっております。予算書に戻ります。電算機器管理運営経費で75万9,000円の追加です。情報セキュリティー対策に伴う経費を追加するものです。

3目財産管理費、補正額2,110万円の追加です。財産管理経費で公共施設一般修繕料として100万円の追加、教育振興基金積立金で10万円の追加、後ほど歳入で説明いたします。ふるさと応援基金積立金で寄附金総額8,500万円を見込み2,000万円を追加しております。

9目職員給与費、補正額5万8,000円の減額です。農業委員会事務局職員の4月の異動に伴い精査するものです。次ページにまいります。

3款民生費1項3目老人福祉費、補正額624万2,000円の追加です。高齢者在宅支援事業で174万2,000円の追加です。認知症高齢者見守りGPS購入費として、徘徊する恐れのある高齢者を対象に小型GPS50台購入し配布を予定しており、全額補助対象となります。介護ロボット等導入支援事業は南幌みどり苑で導入する低床ベッドに対する一律の補助金で、いずれにつきましても補助内示があったことから追加するものでございます。高齢者福祉施設整備事業補助金返還金は、平成24年度医療法人やわらぎの施設整備補助金に係る消費税仕入控除分の返還金で、同額をやわらぎより歳入で受けております。介護保健特別会計繰出金で450万円の追加です。後ほど特別会計で説明します。

5目ひとり親家庭等福祉費、補正額60万円の追加です。ひとり親家庭等医療費助成事業で対象児童の入院等で不足が生じたため追加するものでございます。

7目後期高齢者医療費、補正額456万4,000円の追加です。後期高齢者医療事業で北海道後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金は、平成27年度分の確定によるものです。後期高齢者特別会計繰出金は後ほど特別会計で説明をいたします。

8目臨時福祉給付金等支給事業費、補正額165万1,000円の追加です。臨時福祉給付金等支給経費として、消費税率の引上げが2年半延期されたことを踏まえ、国の臨時的な措置として、町民税が非課税の者に対し、1人1万5,000円を支給するもので、今回の補正につきましましては受付期間が明年3月1日から6月1日までとなることから、本年度分の受付業務に係る経費を次ページにかけまして追加するものでございます。

2項1目児童福祉総務費、補正額566万2,000円の追加です。児童生徒医療費助成事業で190万円の追加、児童福祉総務経費で376万2,000円の追加です。それぞれ実績並びに今後の見込みを含め追加するものでございます。次ページの養育医療費国庫負担金返還金は、昨年度実績が無かったことにより返還するものでございます。

3目保育所費、補正額1,823万7,000円の追加です。保育

所運営補助事業で入所人員の増によるものでございます。

4款衛生費1項2目予防費、補正額166万9,000円の追加です。成人保健事業で156万9,000円の追加です。各種がん検診の受診者の増によるものです。感染症予防事業で10万円の追加です。償還払い利用者の増によるものでございます。次ページにまいります。

5款農林水産業費1項1目農業委員会費、補正額11万6,000円の追加です。事務局経費で職員の異動並びに業務委託料収入の確定により精査するものでございます。

2目農業振興費、補正額6,348万円の追加です。農業振興経費で6,346万5,000円の追加です。担い手確保・経営強化支援事業補助金は、国の補正により農業用機械・施設などの導入を支援する事業で、7件の経営体が採択となったものです。経営所得安定対策事業補助金は事務費分の追加補助があったことによるものです。環境保全型農業直接支援対策事業補助金は取組面積の増によるものです。地産地消活動推進事業で1万5,000円の追加です。販売個数の増によるものです。

3目農地費、補正額124万1,000円の減額です。農業集落排水事業特別会計繰出金で後ほど特別会計で説明いたします。

4目機場施設管理費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。次ページにまいります。

7款土木費3項3目公共下水道費、補正額152万3,000円の減額です。下水道事業特別会計繰出金で後ほど特別会計で説明いたします。

4項1目住宅管理費、補正額60万円の追加です。公営住宅管理経費で一般修繕料を追加するものです。

9款教育費4項6目生涯学習センター管理費、補正額59万6,000円の追加です。生涯学習センター運営経費で、光回線の利用料並びに図書館システム再構築にかかる経費を追加するものでございます。次に歳入の説明をいたします。8ページをごらんください。

14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、補正額1,046万7,000円の追加です。8節児童福祉費国庫負担金で保育所運営費として、基本額の2分の1が交付されるものです。

2項2目民生費国庫補助金、補正額204万4,000円の追加です。2節児童福祉費国庫補助金は9月に補正計上いたしましたシステム改修分の補助金確定によるものでございます。3節臨時福祉給付金等支給事業国庫補助金は事業費の全額が交付されるものでございます。

15款道支出金1項1目民生費道負担金、補正額562万4,000円の追加です。7節後期高齢者医療保険道負担金は保険料軽減分の4分の3が負担されるものでございます。10節児童福祉費道負担金は保育所運営費として、基本額の4分の1が交付されるものです。次ページにまいります。

2項2目民生費道補助金、補正額272万3,000円の追加です。2節老人福祉費道補助金は高齢者見守りGPS並びに低床ベット購入

に対する補助金となります。4節ひとり親家庭等福祉費道補助金は医療費の2分の1が補助されるものです。5節児童福祉費道補助金は道の医療費給付対象分の2分の1が交付されるものです。

4目農林水産業費道補助金、補正額6,419万4,000円の追加です。1節農業費道補助金で経営所得安定対策事業は全額補助、幌向運河地区基幹水利施設管理事業は9月に補正計上しました調整池ゲート電動機修繕料の6割が交付対象となったものでございます。環境保全型農業直接支援対策推進事業は事業費の4分の3の補助、担い手確保・経営強化支援事業は全額補助となっております。

17款寄附金1項1目一般寄附金、補正額113万円の追加です。南13線西12番地の城地 きみ江様より100万円、匿名を希望された方より13万円の寄附をいただいたものです。

2目教育費寄附金、補正額9万円の追加です。匿名を希望された方より10万円の寄附をいただいたものです。

3目ふるさと応援寄附金 補正額2,000万円の追加です。次ページにまいります。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額1,927万7,000円の追加です。財源調整を行うものです。

5目ふるさと応援基金繰入金、補正額410万円の追加です。歳出への充当事業費の追加によるものでございます。

20款諸収入5項3目農林水産業収入、補正額11万5,000円の追加です。確定によるものです。

5目雑入、補正額60万6,000円の追加です。それぞれ確定によるものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ1億3,037万円を追加し、補正後の総額を58億7,682万9,000円とするものでございます。以上で、議案第77号の説明を終わります。

都市整備課長。

それでは、議案第78号 平成28年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の説明を申し上げます。初めに歳出から説明を申し上げます。8ページをお開き願います。

歳出、1款下水道事業費1項2目管理費、補正額579万3,000円の追加でございます。管理費総計では、579万3,000円の追加でございます。3節職員手当等は、担当職員がえによります諸手当の追加でございます。11節需用費では、428万8,000円の修繕費の追加でございます。1つ目には、北町西8号排水路に横断しております汚水幹線、汚水本管が土圧により損失したのから、延長約6メートルにわたり管渠の入れかえを行うものでございます。2つ目には晩翠汚水中継ポンプ場内汚水回収スクリーン装置が劣化により損傷し修繕を行うものでございます。13節委託料では76万1,000円の減額で、排水処理にかかわる各種業務委託費の精査によるものでございます。19節負担金補助及び交付金では、97万7,000円の減額でございます。8月豪雨による江別市汚水処理負担金の増、江別市起債負担金確定による精査及び下水道使用料徴収委託を行って

議長  
都市整備課長

おります長幌上水道企業団に対しましての使用料賦課システムの変更精査によります減額が主な理由でございます。27節公課費では、62万3,000円の追加でございます。次ページに記載のとおり、平成27年度分消費税確定によるものでございます。

9ページ、2款公債費1項1目元金、補正額は変更はございません。財源内訳の変更でございます。以上で歳出の説明を終わり、歳入の説明を申し上げます。7ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金1項1目下水道事業負担金、補正額4,000円の追加でございます。2節管理費負担金4,000円の追加でございます。歳出管理費、江別市公共下水道事業起債償還分負担金の精査により、みどり野団地開発者でございます道住宅供給公社からの負担金を精査しようとするものでございます。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額152万3,000円の減額でございます。1節一般会計繰入金、152万3,000円の減額でございます。2節で説明いたします平成27年度繰越金の確定により、起債償還分に優先的に充当していましたことから、相当額を減額しようとするものでございます。

4款繰越金1項1目繰越金、補正額731万2,000円の追加でございます。1節繰越金、731万2,000円の追加でございます。平成27年度事業会計繰越額が確定したことにより追加するものでございます。

以上で歳入の説明を終わり、歳入歳出それぞれ579万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2,366万5,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

続きまして、議案第79号 平成28年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。初めに歳出から説明申し上げます。8ページをお開き願います。

1款農業集落排水事業費1項1目管理費、補正額42万4,000円の減額でございます。管理費総計で42万4,000円の減額でございます。13節委託料では32万4,000円の減額でございます。排水処理施設管理にかかわりますそれぞれ業務委託料の精査によるものでございます。19節負担金補助及び交付金では10万円の減額でございます。下水道使用料徴収を委託しています長幌上水道企業団における使用料賦課システムを変更精査による減額が主な理由でございます。以上で歳出の説明を終わり、歳入の説明を申し上げます。7ページをお開き願います。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額124万1,000円の減額でございます。1節一般会計繰入金、124万1,000円の減額でございます。歳出管理費で精査を行っていたところでございますが、次款を繰越金にて計上されます額を管理費不足分に充当し、一般会計繰入金を減額しようとするものでございます。

4款繰越金1項1目繰越金、補正額81万7,000円の追加でございます。1節繰越金81万7,000円の追加でございます。平成27年度事業会計の繰越額が確定したことにより、追加をするもので

議 長  
住民課長

ございます。

以上で歳入の説明を終わり、歳入歳出それぞれ42万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,424万1,000円とするものがございます。以上で説明を終わります。

住民課長。

それでは、議案第80号 平成28年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします。9ページをごらんください。

2款保険給付費1項5目施設介護サービス給付費、補正額2,750万円の追加です。説明欄でございます。19節施設介護サービス給付費負担金で2,750万円の追加、介護老人福祉施設並びに介護老人保健施設の入所者増加に伴い追加するものがございます。

続きまして、4項1目高額介護サービス費、補正額270万円の追加。19節高額介護サービス費負担金で270万円の追加。件数の増加に伴い追加するものがございます。

続きまして、6項1目特定入所者介護サービス費、補正額580万円の追加。19節特定入所者介護サービス費負担金で580万円の追加。給付費の増加に伴い追加するものがございます。次に歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

歳入、1款1項1目第1号被保険者保険料、補正額409万5,000円の追加。1節現年度分で409万5,000円の追加、収納見込みによるものがございます。

続きまして、2款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金、補正額558万9,000円の追加。1節現年度分で介護給付費負担金558万9,000円の追加。介護給付費の増加に伴い追加するものがございます。

続きまして、2項国庫補助金1目調整交付金、補正額252万円の追加。1節現年度分で普通調整交付金252万の追加。介護給付費の増加に伴い追加するものがございます。

続きまして、3款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金、補正額1,008万円の追加。1節現年度分で介護給付費交付金1,008万円の追加。介護給付費の増加に伴い追加するものがございます。次ページにまいります。

4款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金、補正額611万1,000円の追加、1節現年度分で介護給付費負担金、611万1,000円の追加、介護給付費の増加に伴い追加するものがございます。

続きまして、6款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金、補正額450万円の追加。1節現年度分で介護給付費繰入金450万円の追加。施設並びに居宅給付費の町負担分でございます。

続きまして、2項基金繰入金1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額310万5,000円の追加でございます。1節介護給付費等準備基金繰入金で財源調整を行うものがございます。

以上、歳入歳出それぞれ3,600万円を追加し、補正後の総額を7億3,493万6,000円とするものがございます。以上で説明

を終わります。

続きまして、議案第81号 平成28年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明をいたします。最初に歳出の説明をいたします。8ページをごらんください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額425万1,000円の追加です。説明欄でございます。内訳としましては、事務費負担金で48万2,000円の減額、平成27年度の確定によるものです。次に、保険料等負担金で421万2,000円の追加、平成28年度の収納見込みによるものでございます。次に、保険基盤安定負担金で52万1,000円の追加。平成28年度負担金確定によるものでございます。続きまして、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料、補正額362万8,000円の追加。1節現年度分で後期高齢者医療保険料362万8,000円の追加。収納見込みによるものでございます。

続きまして、3款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金、補正額48万2,000円の減額です。1節事務費繰入金で48万2,000円の減額、広域連合共通経費として平成27年度の確定に伴い町負担分を減額するものでございます。

続きまして、2目保険基盤安定繰入金、補正額52万1,000円の追加。1節保険基盤安定繰入金で52万1,000円の追加でございます。負担金の確定に伴い追加するものでございます。続きまして、4款1項1目繰越金、補正額58万4,000円の追加。平成28年度の繰越金確定によるものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ425万1,000円を追加し、補正後の総額を9,436万円とするものでございます。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第77号 平成28年度南幌町一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

8番 菅原 文子議員。

菅原議員

一般会計補正予算の11ページ、総務費の一般管理費の中のふるさと応援寄附謝礼品、それから別紙の資料をあわせて御質問させていただきます。

1番目に、リピーターの方たちが1,197名いらっしゃるということで大変ありがたいお話なんですけども、この方々に対してのお礼はどのようにしているのか、1点お伺いいたします。

それから2番目に、この応援メッセージ、こちらのほうをホームページで見てたんですけども、その中に南幌町に来てみたいという方たちがものすごくたくさんいらっしゃいました。その方々に対してどのような対応をお考えなのか、1点お伺いいたします。

それから3点目、資料のほうの寄附指定業務、高齢者が安心して生活できる事業、このことが書いてありますけれども、本年の事業内容

を見てみますと、主に除雪作業のことが書いてあるんですけども、この内容の御説明をお願いいたします。この3点です。

議 長  
総務課長

総務課長。

それでは、3点の質問にお答えをさせていただきます。

1点目のリピーターの1, 197件、また2点目の応援メッセージの対応の関係でございますけども、本年度より絵手紙愛好会の方々に手づくりで、寄附をいただいた方々に対する絵はがき、そういうものを手書きしたものをつくっていただきまして、種類としては五、六種類に及ぶんですけども、それを寄附金をいただいた方、またはメッセージをいただいた方々に、絵はがきを発送させていただいて、また、理解を深めていただくような取り組みをさせていただいております。

3点目の充当事業の関係でございますけども、高齢者が安心して生活できる事業ということで、本年度は392万7,000円の充当事業の予算を予定してございます。内容につきましては、除雪作業の委託料、それと高齢者の屋根の雪下ろしの事業と、この2点でございます。金額の内訳でございますけども、除雪作業につきましては226万7,000円、屋根の雪下ろしにつきましては180万円の充当をさせていただきます。以上でございます。

議 長  
菅原議員  
(再質問)

8番 菅原 文子議員。

今御説明いただきましたけれども、1点目のリピーターの方に対してなんですけれども、この応援メッセージの中を見てみますと、町長からのはがきが届いたと、ほかの自治体ではありませんということで、書いていらっしゃる方も何名かいらっしゃいました。私も、大変いいことだなと思って読んでいたんですけども、例えばその町長、今の絵はがき五、六種類あるということでお伺いいたしましたけれども、例えば2年目それから3年目と、それから毎年やっていきたいという方たちもいらっしゃいますので、その方たちには、例えば町長の直筆の、一枚一枚書くのは大変ですから、それをコピーして送らせていただくとか、2回目・3回目、だんだん続いていく方々にはそれなりのことを御配慮いただければいいのかなという思いで今伺っております。

それから応援メッセージのほうの来てみたいという方に対してどのような対応を、ということでお伺いしたんですけども、そのことについてちょっと違うお答えだったかと思っておりますので、来てみたいという方に対しては何か御検討されたことがあるのかどうかを再度伺わせていただきます。

それから3番目の除雪、高齢者の方に対する除雪とそれから雪下ろしということですが、昨年度の見ますと高齢者世帯の冬の除雪支援に関する事業ということで大変わかりやすかったんですけども、ことしは安心して生活できる事業ということで、名前が変わったのかなという思いでちょっと見たんですね、もし間違いでしたら訂正させていただきます。その中身を見てみますとやはり除雪のことが書いてありますので、雪の降らない方々には除雪とはっきり書いたほうがわかりやすいのかなという思いで私は見ていました。この除雪・雪下ろしを高齡

者の方に対しては大変ありがたく、もし骨折とかしても命取りになりますし、風邪から肺炎になっても困りますので、そのところの御配慮もしていただけたらと思います。1番目の、2番目・3番目の方に対してのさらなる御配慮をしていただけるのかどうか、それから2点目の来てみたいという方に対してはどのようなことを考えてるか、この2点だけお伺いいたします。

議 長  
総務課長  
(再答弁)

総務課長。

それでは2点の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目のメッセージですね、町長が直筆と言いますか、寄附をいただいた方にお礼を述べるというようなことで貴重な御意見として次年度以降ですね、検討させていただきたいと思います。

2点目のメッセージで南幌町に来てみたいという方のメッセージに対する対応はということかと思えますけども、現状ですね、そういう方々を南幌町にお迎えするというようなことはしてございませんけども、そういうようなメッセージをいただいた方は貴重な応援者でございますので、これから町のことをもっと知っていただけるように、また、実際にですね、来て見ていただけるような、そういうような関係が続くようなですね、啓発になろうかと思えますけども、して行きたいなというふうに考えてございます。以上でございます。

議 長  
原田議員

ほかにありませんか。

3番 原田 弘克委員。

2点ほどお伺いをいたします。予算書12ページ、3目老人福祉費の説明欄、高齢者在宅支援事業、GPSの購入の関係でございます。これにつきまして見守りに使うということで、これの具体的な配布計画ですとか、申し込みの状況、あるいはどういった活用をするのか、これを1点お伺いしたいと思えます。

2点目は、14ページ、4款衛生費の2目予防費でございます。成人保健事業で150万ほど補正がされております。各種検診の委託料ということでございますが、先ほどの定例監査報告でも、がん検診が200件ほど前年度から伸びているということでございますので、伸びるのはありがたいことですが、ほかにどういった伸びているものがあるのか。それをちょっとお伺いをしたいと思えます。以上2点よろしく申し上げます。

議 長  
保健福祉課長

保健福祉課長。

それでは、原田議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目のGPS見守り事業の関係でございます。これにつきましては国の地域介護・福祉空間整備促進交付金の中の介護ロボット等導入支援事業特例交付金において、町の事業と今回みどり苑の事業が2つございます。これは中で整備をするものでございます。まず、町の実施の備品購入費の関係でございますけども、これにつきましては認知症高齢者見守りGPSということで50台を購入し、対象世帯に無償で貸し出しするものでございます。本町においては、年々認知症高齢者が増加している状況でございます。所在不明となり、無事に発見されている状況ではございますが、既に実施しているSOSネット



ワーク事業と併用して導入することで、より一層の認知症高齢者への見守り事業に資するものと考えております。このGPS機器の大きさにつきましては、縦が4.5センチ、横が3.8センチ、厚さが1.1センチの軽量化でございます。設置につきましては、靴の底の層のところにを入れる方法、また首からぶら下げるペンダント方式、また杖などにつける方法などがございます。それぞれの対象者の状況に合わせて、設置を考えていきたいと思っております。これらについても、補助を考えてございます。この機器の連続待ち受け時間については1回の充電で400時間、約16日間でございます。あいくるで機器を登録して管理をいたします。いち早く発見につながるものと考えております。また、あいくるでの操作によりまして、このGPSから音が発生すると、鳴るようになってございますので、居場所近くでの早期発見にも大きく役立つものと考えております。また、家族においても専用のアプリをダウンロードしていただいて、いつでも見守りが可能ということでございます。対象世帯については先ほど御説明申し上げました、SOSネットワークに登録をしております世帯が、現在39名でございます。その中で設置の希望を聞きながら、来年度より運用を開始してまいりたいと考えてございます。

次に、検診の関係でございます。今回、156万9,000円ほどの追加補正をさせていただくということでございます。状況的には4月から10月までの、これは既に実績でございます。全てのがんを含めまして、実績で1,710人ほどの検診を受けていただいております。今後の見込みとしましては、約1,000人ほど見込んでございます。実績を若干ちょっと詳細をお話をさせていただきますけれども、大腸がん、胃がん、肺がん、これら3がんでございますけれども、集団・個別を含めまして、前年対比でございますけれども183名ほど、前年から見ますと増加をしてございます。これは町内の医療機関、それと町外の医療機関を含めてでございます。それと子宮がん、乳がんがでございます。まず、子宮がんにつきましては前年対比で比較しますと、109名ほどの増加でございます。乳がんにつきましても99名の増加ということで、合わせまして208名ほどの増加でございます。乳がんについては、御存じのとおり芸能人での乳がんのメディア報道により、受診者がふえたものと考えてございます。状況的にはこのような状況でふえた要因でございますけれども、私ども本年28年度から昨年度の反省を踏まえまして、いろいろ施策をとった中で、受診機会の拡大、また、あいくるでの集団健診の回数の拡大、また、受診料の軽減、それと個別案内等、これらがあいまって増加につながったものと考えてございます。以上でございます。

議長  
原田議員  
(再質問)

3番 原田 弘克議員。

ありがとうございます。検診の関係、かなりこの受診者がふえたということで先ほど課長が言ったようにテレビ・マスコミの報道ですとか、ことしはたくさん若い人ががんで町民も亡くなっている、そういったある意味で言えば効果なのかもしれません。3月までまだ検診期間でございますので、この数字の向上に期待をしております。

最初のGPSの関係ですけれども、詳細よくわかりました。行方不明者がたびたび出る状況、これはかなりの問題というふうに思っていましたので、このGPSが活用されて、そういった方が出ないようなことを祈りますけれど、これは対象者がSOSネットワークの39名ということでございますけど、これは登録していない方、例えば町民に周知するとか、こういう機器がありますよと。新たに登録、新規の方呼びかけみたいなもの、そういうことをちょっと考えてるか、それ1点だけお伺いします。

議長  
保健福祉課長  
(再答弁)

保健福祉課長。

このGPSにつきましてもは広報等で、広く周知をさせていただきたいと思えます。またSOSネットワークにつきましても、各地域担当の保健師が該当世帯に対して、今家庭に行って訪問しております。また、訪問した中でこのネットワークに登録していただくような状況の家庭があれば、広くまたこのGPSも含めて周知をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑ありませんので、議案第77号についての質疑を終結いたします。

次に議案第78号 平成28年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、議案第78号についての質疑を終結いたします。

次に議案第79号 平成28年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第79号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第80号 平成28年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、議案第80号についての質疑を終結いたします。

次に議案第81号 平成28年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、議案第81号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本5議案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思えますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決をいたします。採決に当たりましては議案ごとに行います。

議案第77号 平成28年度南幌町一般会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第78号 平成28年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は原案通り可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第79号 平成28年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第80号 平成28年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第81号 平成28年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程11 議案第82号 平成28年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第82号 平成28年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では、一般被保険者高額療養費の追加、退職被保険者減少に伴う保険給付費の減額、介護納付金確定に伴う減額、歳入では、保険給付費増額に伴う国庫支出金並びに道支出金の追加、療養給付費交付金の減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ233万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,697万5,000円とするものです。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長  
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第82号 平成28年度南幌町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします。9ページをごらんください。

2款保険給付費1項療養費2目退職被保険者等療養給付費、補正額800万円の減額、説明欄でございます。19節退職被保険者等療養

給付費負担金で800万円の減額、被保険者数及び医療費の減少に伴い減額となるものでございます。

続きまして2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費、補正額3,000万円の追加でございます。19節一般被保険者高額療養費負担金で3,000万円の追加。必要額を見込み、追加するものでございます。

2目退職被保険者等高額療養費、補正額300万円の減額。19節退職被保険者等高額療養費負担金で300万円の減額。こちらも被保険者及び医療費の減少に伴い減額となるものでございます。次ページにまいります。

3款1項1目後期高齢者支援金、補正額40万6,000円の減額。19節後期高齢者支援負担金、40万6,000円の減額。続きまして、2目後期高齢者関係事務費拠出金、補正額1,000円の追加。19節後期高齢者関係事務費拠出負担金、1,000円の追加。こちらは1目2目とも平成28年10月から施行されました短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に伴い再算定されたことによるものでございます。

続きまして、4款1項1目前期高齢者納付金、補正額1,000円の追加。19節前期高齢者納付負担金、1,000円の追加。こちらも平成28年10月から施行されました短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に伴い再算定されたものでございます。

続きまして、6款1項1目介護納付金、補正額1,283万3,000円の減額。19節介護納付負担金、1,283万3,000円の減額。こちらは確定によるものでございます。次ページにまいります。

9款1項1目基金積立金、補正額343万2,000円の減額。25節積立金で財政調整基金積立金343万2,000円の減額。財源調整を行うものでございます。これにより補正後の基金残高の見込み額は6,773万1,633円となる見込みでございます。次に、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

歳入、3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金、補正額509万3,000円の追加。1節、現年度分で療養給付費等負担金509万3,000円の追加。一般被保険者分の医療費の増加に伴い追加するものでございます。

続きまして、2項1目財政調整交付金、補正額143万2,000円の追加。1節財政調整交付金で普通調整交付金143万2,000円の追加。同じく一般被保険者分の医療費の増加に伴い追加するものでございます。

続きまして、4款1項1目療養給付費交付金、補正額598万7,000円の減額。1節現年度分で598万7,000円の減額。退職被保険者等の医療費の減少に伴い減額となるものでございます。

続きまして、5款1項1目前期高齢者交付金、補正額36万1,000円の追加。1節現年度分で前期高齢者交付金36万1,000円の追加。こちらも平成28年10月から施行されました短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に伴い再算定されたものでございま

す。次ページにまいります。

6款道支出金2項1目道調整交付金、補正額143万2,000円の追加。1節道調整交付金で普通調整交付金143万2,000円の追加。一般被保険者分の医療費の増加に伴い追加するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ233万1,000円を追加し、補正後の総額を12億7,697万5,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

熊木議員

10番 熊木 恵子議員。

ちょっとこれに関係するかどうかあれなんですけれども、国保支援交付金っていうのが国保の都道府県に向けた低所得者向け軽減措置として市町村に交付されるということで、2015年度には全国で1,700億円、2016年度もほぼ同額交付される予定となっていますけれども、これは内示があるのか。それで本町には幾ら交付されるっていうふうに、内示があったのかどうかそれをちょっと1点伺います。

議 長  
住民課長

住民課長。

ただいまの御質問にお答えいたします。内示はまだ来ておりませんので、ちょっとこちらに今控えがないんですけれども、毎年入っています中で確実に入っておりますので、間違いないと思います。ただ、30年からはこの倍になるという話を聞いておりますけれども、それを今減額するというような動きもありますけれども、その辺について御理解をお願いしたいと思います。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

10番 熊木 恵子議員。

突然質問して申しわけないですけども、ちなみに2015年は幾ら入っているのか、もしわかれば教えてほしいんです。それとこの国保支援金を使って国はですね、一般会計繰入金については被保険者の影響を踏まえつつ、引き続き計画的・段階的に解消するよう取り組んでいただくっていうふうに示されていると思うんですよね。市町村でもいろいろもうそれを検討しているところがあたりして、例えば東川とか東神楽とか美瑛、この3町は大雪地区広域連合っていうのをやっていて、そこの中ではいろいろこう、町民の負担軽減に使わせるということで今動いてるってことを聞いているんですけども、もしその2016年度で確定して、なった場合に、どのように使われるのか検討しているのか、それを伺います。

議 長  
住民課長  
(再答弁)

住民課長。

すいません、15年の数字はちょっとわからないんですけども、それはあくまでも一般会計に來まして、一般会計から繰入金をしているという形になっておりますので、どのように使われているかっていうのは、保険料が上がらないということは、その中で押さえられている一般会計繰入金の資金となっておりますので、それはどこに充てているかって言いますと保健事業に当たっているかもしれませんし、会計の中で全部使っているということでございますので、保険料税が上がっていないということは、お金が生きているということでございます。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第82号 平成28年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。明日9日午前9時30分まで延会としたいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって明日9日午前9時30分まで延会といたします。

御苦労さまでした。

(午前11時54分)

議長 おはようございます。昨日より延会となっております平成28年第4回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。

本日の出席議員数は10名でございます。

本間議員につきましては、欠席の届けが出ております。直ちに本日の会議を開きます。

●日程12 議案第83号 南幌町農業委員会の委員の定数に関する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第83号 南幌町農業委員会の委員の定数に関する条例制定につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、南幌町農業委員の選出方法が公選制から町長が議会の同意を得て任命することになったため、本案を提案するものです。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、議案第83号 南幌町農業委員会の委員の定数に関する条例制定について、御説明いたします。今回の条例制定は、平成27年9月に農業委員会等に関する法律の改正が公布され、本年4月1日より施行されています。その中で、農業委員の選出方法が今までの公選制から、市町村長が議会の同意を得て任命する制度に改正されたことから、その委員の定数を定めるものです。それでは、議案内容の説明を行います。

趣旨、第1条、この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定に基づき、南幌町農業委員会の委員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。定数、第2条、南幌町農業委員会の委員の定数は、12人とする。現在の本町の農業委員数は、選挙による委員が9名、農業団体からの推薦による委員が3名、議会が学識経験を有する者として推薦する委員が1名で、合計13人で構成されていますが、今年7月に農業団体からの推薦による委員1名が辞職され、現在は12人となっています。今回の法改正により、市町村が条例で定める農業委員の定数の上限が改正され、本町の場合は、農業委員が担い手への農地集積を推進する農地利用最適化推進委員の役割を兼ねる場合は、法定の上限定数は27人となっています。本町においては、過去から農業委員の御尽力により、遊休農地もなく、担い手への農地集積率も96%を超えるなど、円滑で質の高い農地行政が推進されています。また、日頃より各農業委員が精力的に農地の情報収集や耕作放棄地の発生防止等の活動にあたられています。そのような中、過日、農業委員長より町長に対して、法律改正に伴う委員定数などについて要望書をいただいたところですが、町としては要望書を鑑みますとともに、農業委員数の定数については、現行の委員数程度を維持することを前提に、町内の地区の状況、各農業団

体の情勢等も考慮し、農地利用最適化推進委員を設置せずに定数を12名とするものです。なお、農業委員の推薦や募集等に係る選任手続き及び委員候補者を選考するための規則や規程については、別途策定いたします。今後の予定につきましては、年明け以降、町内農業者や農業団体等への周知、推薦及び公募の受け付け・公表、選任等を経て、明年の第2回定例会において、任命同意を上程させていただく予定であります。附則として、施行期日、第1項、この条例は、公布の日から施行する。第2項は、法の改正により現行の選挙による委員定数に関する条例を廃止するものです。第3項は、第2項の条例廃止に伴い、在任特例による経過措置を規定したものです。以上で、議案第83号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第83号 南幌町農業委員会の委員の定数に関する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程13 議案第84号 町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第84号 町税条例等の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法等の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。税務課長。

税務課長 議案第84号 町税条例等の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。このたびの町税条例等の一部改正は、先般の地方税法等の一部改正で、施行期日が平成29年1月1日以後に施行される規定について行うものであります。町税条例の主な改正点でございますが、条例本則で個人及び法人町民税の修正申告等に係る延滞金の計算期間の見直し。制定附則では、1点目は、医療費控除の特例規定の創設。2点目は、軽自動車税のグリーン化特例(軽課税)の1年延長。3点目は、特例適用利子等の額または特例適用配当等の額に係る分離課税の創設であります。それでは、別途配布いたしました議案第84号資料、町税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表にて御説明いたします。左が改正後の新条例・右が改正前の旧条例であり、アンダーラインを付した箇所が改正部分でございます。

最初に、第1条、町税条例の一部を改正する条例本則の改正につい



て御説明いたします。第19条、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金の規定については、法人町民税の延滞金に関し、計算期間の見直しにより、第2号・第3号中の第48条第1項(法人の町民税の申告納付)の申告書の規定を、第5号・第6号に繰り下げて、文言を整備するものでございます。第43条、普通徴収に係る個人の町民税の賦課後の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収の規定につきましては、個人町民税の延滞金に関し、修正申告または増額更正に係る所得割について、期限内または期限後に申告書の提出があったとき、かつ各申告書の提出により減額更正があった後に、当該修正申告の提出または増額更正があったときは、当該修正申告または増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算する規定を追加し、文言を整備するものでございます。4ページにまいります。第48条、法人の町民税の申告納付及び次ページ、第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続の規定につきましては、法人町民税の延滞金に関し、修正申告の提出または減額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算する規定を追加し、文言を整備するものでございます。8ページにまいります。第82条、軽自動車税の税率の規定につきましては、軽自動車及び小型特殊自動車の種類表示のため、カタカナ及び小文字アルファベットを追加するものでございます。次ページにまいります。次に制定附則について、御説明いたします。第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の規定につきましては、健康診断・メタボ健診・人間ドックなどのいずれかを受けている納税義務者などを対象として、要指導医薬品及び一般医薬品の医療用から転用された医薬品を年間1万2,000円を超えて支払った場合には、年間10万円の限度額のうち1万2,000円を超えた額を医療費控除とするものです。なお、購入期間につきましては、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの5年間でございます。また、現行の医療費控除とは重複できず、どちらかを選択することになります。第16条、軽自動車税の税率の特例の規定につきましては、グリーン化特例(軽課税)の1年延長に伴う適用条項等及び文言を整備するものでございます。11ページにまいります。第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の規定につきましては、事業所得のうち、外国において設立された団体として取り扱われる特定対象事業所得に係る利子所得・配当所得・譲渡所得・一時所得・雑所得の額に係る所得を分離課税とする規定を新設するものでございます。15ページにまいります。第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の規定につきましては、第20条の2の新設に伴い、条の繰り下げ及び適用条項並びに文言の整備であります。19ページにまいります。第2条、町税条例の一部を改正する条例の一部改正の改正附則について御説明いたします。第5条の規定につきましては、町税条例第82条、軽自動車税の税率の改正に伴う、文言等の整備であります。21ページに

まいります。第3条、町税条例等の一部を改正する条例の一部改正の改正附則について御説明いたします。第4条第7項、町たばこ税に関する経過措置の規定につきましては、町税条例第19条、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金の改正に伴う文言等の整備であります。次ページにまいります。ここでは、町税条例の一部改正に関する改正附則で第1条は、施行期日を規定するもので、第2条は、町民税に関する経過措置でございます。以上で議案第84号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第84号 町税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程14 議案第85号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第85号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきましては、所得税法等の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく議審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長

それでは、議案第85号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。この度の改正内容につきましては、所得税法などの一部改正に伴い、国内居住者が支払いを受ける事業所得のうち、外国において設立された団体の所得として取り扱われる特定対象事業所得に係る国民健康保険税の課税の特例を定めるためのものがございます。詳細につきましては、別途配布いたしました議案第85号資料、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対象表にて御説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例あり、アンダーラインを付した個所が改正部分でございます。

附則の新設でございます。附則第11項、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例と次ページの第12項、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定につきましては、町民税の課税の特例では特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額が分離課税となりますが、国民健康保険税では所得割の算定及び軽減判定に用い

る総所得につきましては、特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を総所得に含めるとするものでございます。附則としまして、第1項、平成29年1月1日から施行する。第2項、適用区分は条例の施行日以後の所得が対象のため、平成30年度の課税からとするものでございます。以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第80号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程15 議案第86号 南幌町都市公園及び南幌町営野球場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第86号 南幌町都市公園及び南幌町営野球場の指定管理者の指定につきましては、指定期間の満了に伴い、新たに指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提案するものです。詳細につきましては、都市整備課参事が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。都市整備課参事。

都市整備課参事

議案第86号 南幌町都市公園及び南幌町営野球場の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。1 指定管理を行う公の施設の名称、元町児童公園からなんぼろ親水公園まで、都市公園25カ所及び南幌町営野球場。2 指定管理者となる団体の名称、南幌町栄町3丁目4番11号、南幌町建設業協会。3 指定の期間、平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。内容につきましては、都市公園および南幌町営野球場の指定期間が、平成29年3月31日をもって満了となることから、新たに指定管理者を指定するため公募を行ったところ、申請者が現在の指定管理者である南幌町建設業協会、一事業者のみであり、指定管理者選定委員会において、プレゼンテーションなどの審査の結果、南幌町建設業協会が選定されたことから本案を提案するものであります。以上で、議案第86号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第86号 南幌町都市公園及び南幌町宮野球場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程16 議案第87号 道央廃棄物処理組合の組合規約の一部変更についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第87号 道央廃棄物処理組合の組合規約の一部変更につきましては、施設建設費並びに維持管理費に係る構成市町の分賦割等を改正することから、地方自治法第290条の規定により、本案を提案するものです。詳細につきましては住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 議案第87号 道央廃棄物処理組合の組合規約の一部変更についてを御説明いたします。内容につきましては、廃棄物焼却施設建設費及び維持管理費の負担割合に関するものでございます。負担割合の検討にあたりましては、関係各市町における単独処理と広域処理との施設建設費実負担額、維持管理費負担額を比較検証し、各市町間の負担軽減の平準化を考慮した、各市町の低減率のバランスがよい負担割合とし、2市4町の経済面のメリットを見出したものでございます。詳細につきましては、別途配布いたしました議案第87号資料、道央廃棄物処理組合規約の一部を変更する規約、新旧対照表にて御説明いたします。左側が改正後の新規約、右側が改正前の旧規約であり、アンダーラインを付した箇所が改正部分でございます。

別表中、経費の区分の表中「廃棄物焼却施設建設費（用地費を含む）及び維持管理費」を「廃棄物焼却施設建設に要する経費」と「廃棄物焼却施設維持管理費」に改め、同じく負担割合の表中「廃棄物の広域処理に係る基本計画等を踏まえ、条例で定める関係市町割及びごみ処理量割による。」を「廃棄物焼却施設建設に要する経費」については「関係市町割50%、ごみ処理量割50%」に、「廃棄物焼却施設維持管理費」については、「関係市町割30%、ごみ処理量割70%」に改めるものでございます。続きまして備考の追加でございます。第3項「廃棄物焼却施設建設に要する経費」に係る関係市町割の分賦割合は、千歳市、北広島市、栗山町並びに南幌町、由仁町及び長沼町においてそれぞれ12.5%とする。この場合において、南幌町、由仁町及び長沼町の関係市町割は、当該町が等しい割合で負担する。これは、備考欄に記載のあります関係市町割50%×分賦割合1/4=12.5%、南幌町、由仁町、長沼町は12.5%を等しい割合で負担するものでございます。続きまして第4項、廃棄物焼却施設維持管理費に係る関係市町割の分賦割合は、千歳市、北広島市及び栗山町にあってはそれ

ぞれ7.5%とし、南幌町、由仁町及び長沼町にあつてはそれぞれ2.5%とする。これは、備考欄に記載のあります関係市町割30%×分賦割合 $1/4=7.5\%$ 、南幌町、由仁町、長沼町は $7.5\% \times 1/3=2.5\%$ とするものでございます。次ページにまいります。第5項、廃棄物焼却施設建設に要する経費に係るごみ処理量割は、道央廃棄物処理組合ごみ処理広域化基本計画（平成28年3月31日管理者決裁）に基づく関係市町の平成42年度における焼却対象物の年間処理量の割合により算出する。ここでは、焼却施設の稼働前に施設建設費が確定されるためごみ処理量割の処理量については、施設規模を決定する基準の平成42年度の計画値の割合により算出するものでございます。続きまして第6項、廃棄物焼却施設維持管理費に係るごみ処理量割は、当該ごみ処理量割を算出する年度の、前々年度までの過去3年度における各年度の廃棄物焼却施設に搬入された関係市町ごとのごみ量の合計の平均の量による割合により算出する。ただし、次に掲げる年度における廃棄物焼却施設維持管理費に係るごみ処理量割の算出については、当該年度の区分に応じ、それぞれ次に定める割合により算出する。ここでは、ごみ処理量割の算出は3年平均の量による割合とするものでございます。次の第1号から第3号までは3年平均の実績が得られるまでの各年度の規定でございます。第1号、廃棄物焼却施設が稼働する日（以下「施設稼働日」という。）の属する年度及び当該年度の翌年度、施設稼働日現在の道央廃棄物処理組合ごみ処理広域化基本計画に基づく、関係市町の平成42年度における、焼却対象物の年間処理量の割合。これは、平成36年・37年度における規定で、実績が得られないため、ごみ処理広域化基本計画に基づく関係市町の平成42年度における焼却対象物の年間処理量の割合により算出するものでございます。続きまして第2号、施設稼働日の属する年度の翌々年度、施設稼働日の属する年度の廃棄物焼却施設に搬入されたごみ量の割合、これは、平成38年度における規定で、施設稼働日の属する年度、平成36年度の実績値の割合により算出するものでございます。続きまして第3号、施設稼働日の翌日から起算して3年を経過する日の属する年度、施設稼働日の属する年度及び当該年度の翌年度の廃棄物焼却施設に搬入された、関係市町ごとのごみ量の合計の平均の量による割合。これは、平成39年度の規定で、平成36・37年度の実績値の2カ年平均の割合により算出するものでございます。附則としまして、この規約は、北海道知事への届出の日から施行する。以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

議案第87号 道央廃棄物処理組合の組合規約の一部を変更するに

については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程17 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。局長をして朗読いたさせます。

局  
議  
町

長  
長  
長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現人権擁護委員であります小友 和枝氏が任期満了により退任することになり、後任として小原康子氏を諮問いたしたく、本案を提案するものです。御同意賜りますようお願い申し上げます。

議  
長

お諮りいたします。

本案につきましては人事案件でございます。この際、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり推薦することに異議なしとして答申をすることにしたしたいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり推薦することに、異議なしとして答申することに決定をいたしました。

●日程18 発委第8号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

追加日程1 発議第9号から追加日程6 発議第14号の6議案を日程に追加し、議題といたしたいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第9号から追加日程6 発議第14号までの6議案を追加いたします。

●追加日程1 発議第9号 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための町財政措置を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。7番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員  
議 長

(朗読する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第9号 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政処置を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程2 発議第10号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。7番 佐藤 妙子議員。

(朗読する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、採決いたします。

発議第10号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は、提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程3 発議第11号 産地交付金に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者欠席のため賛成者より提案理由の説明を求めます。9番 石川 康弘委員。

(朗読する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第11号 産地交付金に関する意見書の提出について、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり、採択することに決定をいたしました。

佐藤議員  
議長

石川議員  
議長

●追加日程4 発議第12号 大雨災害に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。9番 石川 康弘議員。

石川議員  
議長

(朗読する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

(なしの声)

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第12号 大雨災害に関する意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに、決定をいたしました。

●追加日程5 発議第13号 J R北海道への経営支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。4番 志賀浦 学委員。

志賀浦議員  
議長

(朗読する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第13号 J R北海道への経営支援を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程6 発議第14号 全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。4番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員  
議長

(朗読する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)



それでは採決いたします。

発議第14号 全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案通り採択することに決定をいたしました。

以上で本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午前10時32分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

6 番 \_\_\_\_\_

7 番 \_\_\_\_\_